前田厚子議員

第１標題　「感震ブレーカーへの補助」について」

１回目の質問

公明党の前田厚子です。

ただ今議長より許可をいただきましたので、令和８年９月議会におきまして市政一般に関する質問をさせていただきます。

初めに、７月 28 日に起きました令和８年熊本地震でお亡くなりになりました方々、また、８月 13・14 日で起きた令和８年８月千葉豪雨でも多くの方がお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げます。各地で頻発する豪雨等の自然災害に遭われた方々へお見舞い申し上げます。

そのような中、富士吉田市の職員４名が被災者が安心して過ごせる日がくるようにと、熊本市に派遣されました。一日も早い復興をお祈りいたします。

今や、いつどこで何が起こるか分からない時代になりました。せめて地域を守るために私達にできることはないかと思い、地震による火災を少しでもなくしていける方法として、以下のことを質問します。

第１標題　「感震ブレーカーへの補助」についてお聞きします。

令和６年に起きた能登半島地震の後にも、この質問をさせていただきました。

この輪島市、朝市通り周辺の 200 棟以上が全焼したこともご存じだと思いますが、この火事で 16 人の方がお亡くなりになりました。このとき、もし感震ブレーカーが設置されていたら、ここまで大きな火事にはなっていなかったと言われていました。

この年、令和６年に消防防災対策のあり方について、総務省消防庁から報告書がまとめられ、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進が必要であるとの提言がなされたとのことです。

当たり前ですが、消防署の職員にお聞きしても、感震ブレーカーは、ぜひ推進してほしいとのことでした。

以前の質問に対して、市長のご答弁は、「夜間において暗闇となり避難に支障をきたすのではないか。また、停電により医療機器が停止することもあるため、補助金制度は考えていません。」とのことでした。

しかし、災害は夜だけに限りません。まして、昼間仕事などで家を留守にしているときなどに突然襲ってくるかもしれません。揺れなどで倒れた電気ストーブなど、一

度切れた電源が復旧した際、スイッチが入ってしまい、もし家財に火が付くようなことになったら、大変なことになりかねません。

医療機器を使っている方にも、今回お話をお聞きしました。「災害時のために非常用電源を備えているし、もし留守のときに火が付いたら、家に固定してある医療機器もダメになるので、感震ブレーカーは我が家で取り付けました。」とのことでした。

６月 26 日 22 時 29 分には、山梨県東部・富士五湖を震源地とし、本市では、震度５弱を記録しました。幸い火を使う時間ではなかったので、被害も最小限度で済んだと思います。

しかし、まだまだ木造住宅の多い地域です。電気火災発生を防ぐことで地域全体の延焼拡大防止に直結すると言われています。

私たちが、地域を守るため、できる防災活動だと思います。

感震ブレーカーへの補助を検討していただけませんか。

１回目の市長答弁

答弁に先立ちまして、令和８年熊本地震並びに千葉県豪雨において、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方に対し心からのお見舞いを申し上げます。

また、各地で頻発する豪雨等の自然災害に見舞われた方々におかれましても、不安な日々を過ごされていることと存じますが、被災された全ての皆様の安全が一日も早く確保され、被災地の一刻も早い復旧と復興、そして平穏な日常を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、前田厚子議員の感震ブレーカーへの補助についての御質問にお答えいたします。

令和６年能登半島地震による発災を機に、令和６年６月 28 日に中央防災会議が決定した防災基本計画の改定において感震ブレーカーに関する普及推進が追記されました。富士五湖広域行政事務組合議会議員であります前田議員も御承知のとおり、本市及び近隣町村の消防に関する業務につきましては、一部を除き富士五湖広域行政事務組合が担っております。この防災基本計画の改定を受け、当該事務組合において、富

士五湖広域行政事務組合火災予防条例を改正し、感震ブレーカーの文言を加えることで、富士五湖地域として火災予防に努めていると認識しております。

本市といたしましても、地震の際の火災予防に一定の効果が示されている感震ブレーカーの普及に関しましては、近年の地震災害が頻発化するなか、市民の安心・安全な生活を守るための防災・減災の観点から大変重要であると認識しております。今後におきましても、引き続き、富士五湖広域行政事務組合と連携し普及啓発に努めてまいります。

また、この感震ブレーカーにつきましては、様々な製品が開発され機能強化が図られており、従前に危惧したリスクも改善されている状況を踏まえ、他自治体の動向を注視するとともに、補助事業の必要性や効果について先進事例を含め調査研究してまいります。

以上、答弁といたします。

第２標題「フリースクールへの支援」について

１回目の質問

第２標題　「フリースクールへの支援」についてお聞きします。

かねてより、子育て日本一を目指し施策を進めている本市ですが、このたび、首相官邸公式Ｘに「夏休みのこどもに、涼しい居場所と食事を。」とのタイトルで本市の活動の様子が動画で掲載されました。また取材されたものが、本市公式ホームページでも見ることができ、日頃から子育て支援に力を入れてくださっている市職員の皆さまの努力に心から感謝しています。

また令和元年に、県内他市に先駆けて実現された小中学校の給食完全無償化は、多くの保護者から大変喜ばれてきました。

しかし、その一方で学校に通う子どもたちとフリースクールに通う子どもたちの間で支援のあり方に大きなギャップが生じているという現実があります。

フリースクールに通う生徒は、学校の出席扱いになっているはずです。行政の手の届かないところを民間で補っている大切な場ですが､学校に通う子どもたちとの間で、給食支援の有無という新たな不均衡・ギャップが生じています。

フリースクールに対する補助金も子どもたちへの支援、ましてや今でも給食費相当の支援もないことに、ただ驚きました。この点は、市ではどのように認識しているのでしょうか。

また、今後、国からの給食費は、児童・生徒の皆さんに行き渡るのでしょうか。どのような形で支給されるのかお聞かせ下さい。

フリースクールに通う児童・生徒に対する「フリースクール利用支援事業補助金制度」なる県の要綱が出ていましたので、補助の対象を確認しますと、生活困窮世帯・ひとり親世帯・多子世帯の方々が対象とのことであり、大きな縛りがあります。現在、県内で実施しているところを見ると、条件は様々でした。であるならば、本市においても現場の声を聞いていただき、県と併せた上乗せ補助を児童・生徒にしていくことは市として考えられないでしょうか。また、施設の運営費も検討していくべきと思いますが、市の考えをお聞かせ下さい。

現在フリースクールでは、子どもたちが親の見守る中、買い物をし昼食を作っています。上手に作っていますが、メニューは一品だけです。小学校の高学年から中学生になると、食べ盛りです。たくさん食べたいと思いますが、今の予算では、いっぱいいっぱいとのことでした。

一方、学校の給食を考えると、食育が、行き届いているので、栄養のバランスもとれ、毎日栄養士さんが考えたおいしいものを、十分に食べられているはずです。

そこで、今や全国的な動きになりつつある、給食センターを不登校の子どもたちに、給食を提供することによって、居場所づくりをと八王子市や武蔵野市等が実施しています。例え学校に行けなくても、給食を食べたいという子どもたちの本音に応える取組が始まっています。全国一律でスタートした給食費無償化のなかで、例えば、他市で始まっているように本市でも何らかの対策を考えるべきだと思いますが、こうした動きに対して、どのようにお考えですか。市の考えをお聞かせ下さい。

最後にお聞きします。

フリースクールや教育支援センターへの支援・通学補助制度・学びの多様化を支える行政の積極的な取組など、最も先進的な不登校支援を行っているのが鳥取県と言われています。

そこでは、フリースクールを正式な「学びの場」として認め、教育行政が支援をしているということです。これは、「教育機会確保法」が施行された翌年に「教育委員会認可制度」が導入され進められたとのことです。

不登校の子どものために、教育の機会を確保するための法律でもあります。

学校も夏休み明け前後は、不登校が最も増加する時期とも言われています。もしかしたら我が子が学校に行きたがらなくなるかもしれません。ましてや今、多様性の時代ともいわれています。まさに誰が当事者になり得るか分かりません。

市として条例または要綱を定め、時代に即したフリースクールへの包括的な支援体制を築いていくべき時期だと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。。

１回目の教育長答弁

前田厚子議員の「フリースクールへの支援」についての御質問にお答えいたします。

前提といたしまして、フリースクールにつきましては、利用する児童生徒や御家庭が限定的となることや、市内にもフリースクールが複数あるなかで、児童生徒の利用状況などについても個々の事情によりさまざまであり、その事業主体や内容は通常の学校と異なるものであります。このことから、前田議員御指摘のとおり、通常の学校とフリースクールとではその支援のあり方に差異があるものと認識しております。

その上で、フリースクールを利用する子供たちへの支援及び給食費相当の支援につきましては、学校給食は、基本的には「学校に在籍する児童生徒の教育活動」であり、「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生面や安全面の観点から学校にて提供することを前提としていることから、学校給食を直接フリースクールに提供するようなことは、想定しておりません。

また、フリースクールを利用している児童生徒は、市内小中学校に在籍しております。そのため、例え不登校の状況であったとしても、いつでも登校し、学習し、給食を食べることのできる環境を学校側で整えていることから、給食費相当の財政的支援につきましては、同一の人物に対する重複した給付となるため、実施に至っておりません。

次に、国からの給食費についてでありますが、本市では、国に先んじて、市内小中学校の学校給食費無償化に取り組むとともに、私立小中学校へ通学する児童生徒やアレルギー対策としての補助金につきましても対応しております。

本年度から国が始めた給食費の無償化に係る補助金につきましても、現在の取組に準じ、児童生徒や世帯に対して現金給付されるものではなく、本市が支出する学校給食に係る補助対象経費に充当されることとなります。

次に、山梨県が整備した「フリースクール利用支援事業補助金制度」についてでありますが、この制度は、市町村教育委員会が、フリースクール利用者に対する当該施設利用料の財政的支援を行った場合、山梨県が補助する制度であると認識しております。

本市においては、すでに不登校児童生徒に対する教育支援室での支援や「校内サポートルーム」を３校設置するなど、特別な支援を要する児童生徒の多様なニーズに応えられるよう、不登校支援の充実に努めているところであります。さらには、フリースクールを利用する児童生徒が、当市市民とは限らず、県内他市町村の教育委員会の動向も踏まえる必要があり、また、フリースクールを利用することができないいわゆる「ひきこもり」へはどのように対応するのかなど課題も多く、現状では、フリースクールに限定される利用支援事業費補助金の創設や県補助への上乗せの補助につきましては、考えておりません。

また、施設の運営費につきましては、フリースクールの設置運用に関する明確な基準がないことや、学校教育法に定義された学校には当たらないことから、教育委員会としては、フリースクールに対する運営費を補助することは、考えておりません。

次に、全国一律でスタートした給食費無償化のなかで他市の事例のように何らかの対策を考えるべきについてでありますが、本市といたしましては、これまで同様、総合教育相談を中心に市単独で配置する「スクールソーシャルワーカー」の活用や、教育支援室の安定運営、さらには、校内サポートルームの拡大など、当事者の声に耳を傾けながら、効果的な不登校支援に努めてまいります。

次に、時代に即したフリースクールへの包括的な支援体制の構築についてでありますが、繰り返しの答弁になりますが、本市における不登校支援につきましては、総合教育相談を中心に、本市の実情に即した、持続可能かつ個別最適な学びの機会を保障していくことであり、引き続き、効果的な支援体制の構築に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

２回目の質問

第２標題「フリースクールへの支援」について２回目の質問をします。

学校給食は、基本的に「学校に在籍する児童生徒の教育活動」であり「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生面や安全面の観点から学校にて提供することを前提としているとのことですが、この文言は、本市のみの考え方でしょうか。

本市では、フリースクールを利用している児童生徒が、いつ登校し・学習し・給食を食べることのできる環境を学校側で整えているとありました。

これまでの、取組における成果とそこから見えてきた課題に対する現状などを、市としてどのような分析をされていますか。お聞かせください。

この４月から全国一律にスタートした学校給食無償化の中で、せめて自分たちの給食費を何らかの形でいただければと言っているのですが、確か、国としては、各自治体の判断とすると明記されていました。

そこで、私は、今回質問するにあたり、県内でも大きな自治体の方に前もって、お話しを伺いました。甲府市では、４月から始まる全国一律の給食費無償化に対して、現場へのヒアリングや議会でも話し合いをされて学校で給食を食べられない児童生徒に向けた「無償化相当給付金」制度を実施されているとのことです。そこには、「食物アレルギーや不登校等のやむを得ない事情により、学校給食を食べることができない児童生徒の保護者に対しては、経済的負担の軽減と学校給食費の無償化を受ける保護者との公平を図るため学校給食費無償化相当額を給付します。」とのことでした。

また、南アルプス市でも同様の支援がされていました。

「不登校の子どもたち向けには、教育相談やフリースクールなど複数の支援策があります。」と、中でも「民間施設のフリースクール等を出席扱いにできるガイドラインを公表して、民間施設の利用を学校とのつながりの中で位置づけているのが特徴です。」と話してくださいました。

こうした、取組をされている市は、まだまだありましたので、当然本市でも今年の４月からは、無償化に相当する給付金の支給がなされると思っていました。

多くの自治体でできることが、なぜ本市でできないのでしょうか。

他市なら、財政がということもあるかもしれませんが、本市では、すでに令和元年から給食費の無償化をされ、その財源の一部は、ふるさと納税でもまかなわれていました。それが、これからは、国の制度に変わるので、学校給食に関しても、もっといろいろなことができるのではないでしょうか。

ふるさと納税目的の中には、子育て支援に使ってほしいという寄附が、たくさんあると思います。そのような寄附が細やかな配慮のもと、使われれば寄付者の思いに寄り添うことになるのではないでしょうか。

他の自治体の様子も聞いていただき、給食費のことやフリースクールへの支援について、今一度ご答弁いただけないでしょうか。

最後に、包括的な支援体制といっても、専門的なことは、わかりませんが、せめて、学校やフリースクール、地域の居場所、親の会などが、連携をとりあって、必要な情報を早期に保護者に届ける仕組みなどを、整えていただけないでしょうか。

また、不登校支援について自ら情報を得なければたどり着けない情報が多く保護者や子どもたちが、長く悩みを抱え続ける状況にならないよう、子どもたちが、気軽に悩みを相談できる「子ども相談チャットアプリ」の導入が進んでいるとのことです。

この「子ども相談チャットアプリ」は、不登校にはなっていないが、一人で深く悩みを抱えている、表面化していない、未支援の子どもたちの「小さなＳＯＳ」を確実に受け止めてより柔軟な支援体制として、教員の負担を増やすことなく、むしろ教員の負担を軽減しながら、子どもたちが、安心してつながれる、より心理的ハードルの低い相談体制になっています。

「子ども相談チャットアプリ」の導入をすることによって、不登校の子どもを減らすことができるのではと考えます。

導入にあたっては、実証実験をされてから導入された学校もあると伺っています。今から導入のために、すでに取り入れている自治体から学び、子どもたちのためにできることを調査・検討し支援体制を整えることは、本市として考えられませんか。市の考えをお聞かせください。

以上で、２回目の質問を終わります。

２回目の教育長答弁

前田議員の２回目の御質問にお答えいたします。

まず、学校給食が「学校に在籍する児童生徒の教育活動」であり「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生面や安全面の観点から学校にて提供することが、本市のみの考え方かということについてでありますが、学校給食は他の自治体においても関係法令や国の基準に基づき、提供しているものと認識しております。

本市における学校給食の提供については、児童生徒、教職員に対し、安心・安全かつ安定的に提供することを基本方針とするとともに、不登校児童生徒が、いつでも学校に登校し、学習活動の一環として学校給食を食べることができる環境を整えることで、健全な育成や食の大切さの学びなどにつなげることができるよう、ひいては不登校児童生徒が学校に戻ることができるよう配慮していることに御理解願います。

次に、フリースクールを利用している児童生徒に対する本市の取組に係る成果と課題などの分析についてでありますが、フリースクールの利用者は、「ある日はフリースクールへ通い、ある日は学校へ登校する。」など、両者を組み合わせながら、個々の登校状況に応じ柔軟に対応しております。

その成果といたしましては、学校や社会からの孤立を防ぎ、教職員やクラスの友人との関わりを継続的に維持できている点であり、本取組における課題は、特段ないものと考えております。

次に、他の自治体の状況を踏まえての給食費並びにフリースクールへの支援についてでありますが、山梨県内他市においては、３市が給食費相当額に対する支援は行っているものの、それ以外の多くの市においては、検討中又は現時点では対応の予定がない状況にあります。

以上のことから、繰り返しの答弁になりますが、本市としては、フリースクール利用者への給食費相当の補助並びに施設の設置運用基準に明確な定めがなく、学校教育法に定められた学校には当たらないフリースクールへの財政的支援につきましては、現時点では考えておりません。

次に、必要な情報を早期に保護者に届ける仕組みについてでありますが、

教育委員会では、令和８年度において、新たな取組として、小中学生の保護者を対象に、子育ての悩みや不安を解消することを目的とした講演会を計画しております。

初回は、不登校の要因の一つにもなっている「スマホ等の危険性から子どもたちを守る」をテーマに開催する予定です。

今後は、不登校に関する課題解決に向け、児童生徒や保護者、学校、地域や社会全体で考えることができるような仕組みづくりに努めてまいります。

次に、「子ども相談チャットアプリ」の導入についてでありますが、当該アプリは、相談しやすい利点がある一方で、不正利用防止や夜間・休日の緊急対応、個人情報管理などのリスクや課題が伴うことも指摘されております。

このことから、既に導入された自治体の状況を調査研究しながら、まずは、既存の電話相談や学校カウンセラーなどによる対面での相談体制を拡充することを優先してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、不登校となる原因が様々であることを踏まえ、不登校である児童生徒が、一日も早く学校に戻ることができるよう、引き続き、一人ひとりに寄り添いながら、きめ細やかな支援に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

我が家を守るため、感震ブレーカーの設置の施策は必要であり、一日も早く設置が進むよう期待しています。

またフリースクールについては、学校に行かなければ支援対象にならないというお考えには、より柔軟なご対応をお願いしたいと感じました。子ども達はそこで充電し、学校へ行ったり給食を食べたりと挑戦しています。こうした子どもたちの思いを代弁し、今回質問いたしました。

ご清聴ありがとうございました。